

令和7年度4月入園の申請方法

～てびきの入手から提出までの流れ～



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

新潟市役所 こども未来部 幼保運営課

令和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)



申請をご希望の方は、てびき記載事項をよくご確認ください!

申請受付期間

1次募集	令和6年11月 1日(金) ~ 令和6年11月15日(金)
2次募集	令和7年 1月30日(木) ~ 令和7年 2月 7日(金)

申請対象者

次の要件を全て満たす児童

- ① 令和7年4月1日時点で新潟市に居住(住民登録)していること
- ② 令和7年4月より父母のいずれかが保育必要事由(てびき5ページ)に該当すること
- ③ 次のいずれかに該当すること

申請対象者A: 令和7年4月1日付で新規入園を希望する児童

申請対象者B: 保育施設に在籍している児童で、令和7年4月1日付で転園を希望する児童

申請対象者C: 認定こども園に在籍している児童で、令和7年4月1日付で現在在籍している
認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童

申請受付期間外は
申請ができません
ので、注意が必要
です!

令和7年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)



申請をご希望の方は、てびき記載事項をよくご確認ください！

申請受付期間	
1次募集	令和6年11月 1日(金) ~ 令和6年11月15日(金)
2次募集	令和7年 1月30日(木) ~ 令和7年 2月 7日(金)
申請対象者	
次の要件を全て満たす児童	
① 令和7年4月1日時点で新潟市に居住(住民登録)していること	
② 令和7年4月より父母のいずれもが保育必要事由(てびき5ページ)に該当すること	
③ 次のいずれかに該当すること	
申請対象者A: 令和7年4月1日付で新規入園を希望する児童	
申請対象者B: 保育施設に在籍している児童で、令和7年4月1日付で転園を希望する児童	
申請対象者C: 認定こども園に在籍している児童で、令和7年4月1日付で現在在籍している認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童	
申請に必要な書類	
(→ てびき7ページへ)	
申請対象者 A	申請対象者 B・C
① 入園申請確認票	① 入園申請確認票
② 入園申請書	② 入園申請書
③ こどもの状況票	③ こどもの状況票
④ マイナンバー記載用紙	④ 申請対象者B: 転園届
⑤ 十代扶養者の番号確認資料	申請対象者C: 認定区分変更届
⑥ 父母の保育必要事由確認書類	⑥ 父母の保育必要事由確認書類
⑦ 世帯状況に応じて提出する書類	⑦ 世帯状況に応じて提出する書類
申請書類提出先	
(→ てびき7ページへ)	
1次募集	申請対象者 A (認可保育施設に在籍していない児童): 第1希望の保育施設 申請対象者 B・C (認可保育施設に在籍している児童): 申請時点で在籍する保育施設
2次募集	全ての方: 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課
利用調整(選考)結果通知時期	<small>※事務作業の進捗状況により、変更となる場合があります。その場合は、ホームページ等でお知らせします。</small>
1次募集	令和7年1月27日(月) 発送予定
2次募集	令和7年2月28日(金) 発送予定
結果は通知作成時点の住民票の住所へ郵送します。(通知作成時点で新潟市外に居住している方へは、申請時点の住所へ郵送します。) 結果通知時期に住所の異動を予定されている方は、郵便局へ転送届の手続きをしていただくなど、ご対応をお願いいたします。	

10月1日以降で都合の良い日に
施設へてびきを受け取りに行こう！

施設見学をしたい場合や、早朝・
夕方に受け取りに行きたいときには
施設へ問い合わせをしてね！



(6) 提出書類・提出先 申請児童の在籍状況により、提出先や提出書類が異なります！

申請時点の児童の状況（注）	申請区分
A：令和7年4月1日付で新規入園を希望する児童	新規申請
B：保育施設に在籍している児童で、令和7年4月1日付で転園を希望する児童	転園申請
C：認定こども園に在籍している児童で、令和7年4月1日付で現在在籍している認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童	認定区分変更

（注）2次募集の申請は、令和6年12月1日時点での在籍状況により確認してください。

【A：新規申請】

提出書類	① 入園申請確認票 ② 入園申請書 ③ こどもの状況票 ④ マイナンバー記載用紙 ⑤ 十代表保護者の番号確認資料 ⑥ 父母の保育必要事由確認書類 ⑦ 世帯状況に応じて提出する書類	入園申請書提出用封筒に 封入のうえ提出してください
提出先	1次募集：第1希望の保育施設 2次募集：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	

【B：転園申請】・【C：認定区分変更】

- ◆ 転園希望先へ転園が決定しないときは、令和6年12月1日時点で在籍する保育施設へ戻れるように対応します。
※転園希望先へ転園が決定した場合や令和6年12月1日時点で在籍している保育施設を年度途中で退園または転園した場合は、令和6年12月1日時点で在籍する保育施設へは戻ることができません。
- ◆ 同一認定こども園内での認定区分変更を希望し、2号認定（保育認定）に変更できなかったときは、1号認定（教育認定）のまま現在在籍する認定こども園の利用を継続できます。

提出書類	① 入園申請確認票 ② 入園申請書 ③ こどもの状況票 ④ B：転園申請：転園届 C：認定区分変更：認定区分変更届 ⑤ 父母の保育必要事由確認書類 ⑥ 世帯状況に応じて提出する書類	入園申請書提出用 封筒に封入のうえ 提出してください
提出先	1次募集：申請時点で在籍する保育施設 2次募集：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	

※ 令和7年1月～令和7年3月の間に年度途中の転園をした後で令和7年4月入園2次募集の申請をする場合は、新規申請の取扱いとなります。（「転園届」の提出は不要です。）



令和7年度4月入園 新潟市認可保育施設用
入園申請確認票

申請児童名	
第1希望施設名	

提出する申請書類等を準備・確認のうえ、提出する書類の太枠内に✓してください。

※申請書類に不足、不足があった場合、保育期間の延長申請や心療健診申請において不足となる場合があります。また、保育期間(園児)の満期で申請書類の不足が原因となっても、ご提出いただいた時点で、「令和7年度4月入園のてびき」をよくお読みいただき、記入内容に誤りがないことをご確認ください。

すべての方が必要な書類		対象の方のみ提出が必要な書類	申請児童
①	入園申請確認票(本表)	質問1 入園したい(園児)申込(注:その他:希望施設)	
②	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)	質問2 質問3 質問4 質問5 質問6 質問7 質問8 質問9 質問10 質問11 質問12 質問13 質問14 質問15 質問16 質問17 質問18 質問19 質問20 質問21 質問22 質問23 質問24 質問25 質問26 質問27 質問28 質問29 質問30 質問31 質問32 質問33 質問34 質問35 質問36 質問37 質問38 質問39 質問40 質問41 質問42 質問43 質問44 質問45 質問46 質問47 質問48 質問49 質問50 質問51 質問52 質問53 質問54 質問55 質問56 質問57 質問58 質問59 質問60 質問61 質問62 質問63 質問64 質問65 質問66 質問67 質問68 質問69 質問70 質問71 質問72 質問73 質問74 質問75 質問76 質問77 質問78 質問79 質問80 質問81 質問82 質問83 質問84 質問85 質問86 質問87 質問88 質問89 質問90 質問91 質問92 質問93 質問94 質問95 質問96 質問97 質問98 質問99 質問100	
③	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
④	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑤	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑥	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑦	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑧	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑨	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑩	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑪	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑫	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑬	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑭	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑮	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑯	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑰	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑱	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑲	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
⑳	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉑	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉒	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉓	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉔	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉕	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉖	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉗	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉘	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉙	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉚	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉛	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉜	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉝	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉞	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㉟	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊱	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊲	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊳	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊴	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊵	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊶	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊷	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊸	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊹	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊺	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊻	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊼	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊽	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊾	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		
㊿	住民票簿(申請児童が住居する市区町村)		

提出先はてびきの9ページをみてね！



その他、
申請書や
必要書類を
一緒に封筒に
いれ、提出
してください

提出書類について

入園申請書提出用封筒(2・3号認定)

- ◆ てびきに挟まっている「入園申請書提出用封筒(2・3号認定)」に申請書類一式を封入して提出してください。
- ◆ 封筒は表面に必要事項を記入し、封をした状態で提出してください。
- ◆ きょうだい同時申込で提出先が同じ場合は、1つの封筒にまとめて提出してください。

提出先	1次募集	A:新規申請	第1希望施設
		B:転園申請 C:認定区分変更申請	申請時点で作籍する保育施設
	2次募集	すべての申請(A・B・C)	第1希望施設が所在する区の 区役所健康福祉課

※区役所健康福祉課の所在地は市ホームページをご確認ください。

①入園申請確認票

- ◆ 申請児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ◆ 提出する書類にチェックを記入してください。

申請書類提出先へ直接持参できない場合は・・・

やむを得ない事情により提出先への申請が難しい場合に限りに、郵送での受付も行います。

◆郵送における注意事項◆

- ① 申請受付期間最終日消印有効。
- ② 必ず簡易書留や特定配線郵便等の追跡可能な郵便をご利用ください。
(普通郵便での申請は原則受付できません。)
- ③ 郵便事故等の責任は本市で一切負いません。
- ④ 申請書類を受付した旨の通知や書類返却は行いません。また、郵送による申請書類の受付有無の問い合わせについても原則回答いたしません。
- ⑤ 申請書類に不足がある場合は、原則受付を行いません。
- ⑥ 申請書類に不備がある場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。申請書類の記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを確認した上で郵送してください。
- ⑦ 郵送申請の場合、入園のびきに同封されている提出用封筒は使用しないでください。

郵送先：北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合
⇒ 新潟市こども未来部幼保運営課（事務センター）
秋葉区・南区・西区内の保育施設が第1希望の場合
⇒ 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課
(住所等詳細はてびき裏表紙に記載)



表紙の裏のページ↑や裏表紙に→
に記載してあります！



問い合わせ先

○北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第1希望の場合は下記まで

【新潟市 こども未来部 幼保運営課（事務センター）】

〒951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 17階 ☎025-223-7372
(平日9:00~17:00)

○秋葉区・南区・西区の保育施設が第1希望の場合は
施設が所在する区の健康福祉課まで (平日8:30~17:30)

【秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地 ☎0250-25-5683

【南区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 ☎025-372-6351

【西区役所 健康福祉課 児童福祉担当】

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 ☎025-264-7340

申請時の注意事項

※ 必ずご確認ください

<申請全般について>

- ◆ 申請書類は、申請受付期間最終日まで**に必ず提出してください。**
受付期間後は、特別な事情がある場合を除き、新規及び内容変更、追加書類の受付はいたしません。
- ◆ 保育必要事由は、**令和7年4月時点の内容で申請してください。**
【注意】利用調整（選考）は、申請受付期間最終日までに提出された書類の内容で行います。**申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。また、利用調整（選考）の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしませんので、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。就労証明書、医療機関診断書、育児休業（雇用）証明書については、提出日前3か月以内に記載されているものをご準備ください。**
【注意】申請内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態（令和7年4月）に相違がある場合、入園（内定）の取り消しまたは令和7年4月末日で退園となる場合があります。
- ◆ **転園を希望する場合、原則として、受付後の申請の取り下げはできません。**
特別な事情により受付後に取り下げが必要な場合は、速やかにてびき裏表紙の問い合わせ先へご相談ください。

2ページや
3ページには
申請時に
気を付けてほしいことが
書いてあります！

必ず一つずつ
確認しよう！



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

- ◆ 育児時間・育児短時間勤務制度を取得予定（検討中）の場合
 - 利用調整は、令和7年4月（予定）の雇用契約上の就労時間等で指数付けを行います。
 - 保育必要量（標準時間・短時間）は、同制度を取得後の縮小された就労時間等で認定を行います。
 - 同制度を取得後の縮小された就労時間等が月6.4時間に満たない場合、「就労」事由に該当しないため、原則、入園（内定）の取り消しまたは令和7年4月末日で退園となります。
- ◆ 令和6年12月～令和7年3月に年度途中入園・転園を申請する場合
 - 令和6年12月1日時点で認可保育施設へ在籍している場合、在籍施設で令和7年4月からの籍が確保されます。令和6年12月の年度途中の入園・転園を希望する場合、利用調整の結果によっては希望施設へ入園・転園ができない可能性もあるため、令和7年4月入園の申請（本申請）も同時に行うことをご検討ください。
 - 令和7年1月から令和7年3月の間で年度途中の入園・転園が決定した場合、入園・転園した保育施設の令和7年4月以降の籍はありません。令和7年4月以降も保育施設の利用を希望するときは、年度途中の入園・転園の申請とは別に、令和7年4月入園の申請（本申請）を必ず行ってください。

新潟市役所 こども未来部 幼保運営課

